



クリアション

création



SNS

「今」をニュースから
まるっとわかりやすく

聞けちゃう講座

(第2回)

news



CHECK!

メディアが変われば見方も変わる！？ ～ジェネレーションギャップとジェンダー～

今話題になっている時事問題を隔月で取り上げ、男女共同参画の視点で解説していただくシリーズの第2回目のテーマは「変化するメディアとジェンダー」です。

例えばテレビと言われると何を思い浮かべますか？地上波やBS放送を思い浮かべる人もいれば、NetflixやAbemaTVを思い浮かべる人もいるかもしれません。

情報元であるメディアの形態と社会のあり方がめまぐるしく変化していく中で、情報元であるメディアが変わればジェンダーの見方も変わっていくことについてわかりやすくお話しいただけます。



今後10月、12月、2月の
開催を予定しています。

◆日時◆ 8月22日(日)

午後2時～4時

◆対象◆ テーマに関心のある方

◆定員◆ 30名



◆講師◆ 巽 真理子さん

(大阪府立大学 ダイバーシティ研究環境研究所 特認准教授)



神戸大学卒業後、会社員、子育てを経て様々な市民活動に参加。40代目前に、大阪府立大学大学院に入学、修了(博士(人間科学))。専門は家族社会学、ジェンダー論。大学院在学中の2010年に大阪府立大学 女性研究者支援センター コーディネーターとなり、大学における女性活躍推進やダイバーシティ推進に関わる。

「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」とは？

ある大学では、来春、理、工、基礎工の3学部に入学者女子学生を対象に入学支援金制度を始め、初年度は50人に各20万円を支給すること。大学では、これを、1999年施行の男女共同参画社会基本法で明記された「積極的改善措置」の一つと位置づけています。

みなさんは、これをどのように感じられますか。男性への逆差別だと感じる方もいらっしゃるかもしれません。



「積極的改善措置」とは、さまざまな活動の場において、男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供する措置のことです。昨年末に閣議決定した国の第5次男女共同参画基本計画でも強化が必要とされました。

内閣府男女共同参画局の男女共同参画社会基本法

逐条解説によれば、「積極的改善措置」は、逆差別ではなく、憲法で定める平等の原則に反するものでないとされています。

もちろん、「積極的改善措置」は、女性だけでなく、男性も対象としています。

前述の大学では、「男子学生ばかりの中で苦勞する、と親から理工系進学を反対された」といった声が寄せられたことから、女子学生の進路選択を応援するために措置をとったということでした。

すべての人が、性別にかかわらず、自らの生き方を主体的に選択でき、もてる能力を発揮できる社会をめざし、男女共同参画センターでは、さまざまな講座を実施しています。ぜひご参加ください。



ポジティブ・アクションの
シンボルマーク「きらら」です！

